育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ・ロ　（略）

ハ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、(1)に該当するもの）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、小学校就学の始期に達するまでの子の看護等のための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として付与することができるものを整備する措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者が育児休業を一箇月以上（当該被保険者が労働基準法第六十五条第二項の規定により休業した場合にあつては、当該休業をした期間を含む。ニにおいて同じ。）取得し、当該育児休業から復帰した日から起算して六箇月以内に、当該制度に基づき、当該有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して十時間（当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）が当該中小企業事業主に雇用されている場合は、当該配偶者の取得時間と合計して十時間）以上の有給休暇を取得させたもの

(2)　（略）

ニ　（略）

二　（略）

7　（略）

8　第六項第一号ロに規定する中小企業事業主が、同号ロ(1)に該当する被保険者について、同号ロに該当することにより育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該被保険者を育児休業後六箇月以上継続して雇用した場合にあつては、当該中小企業事業主に対し、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）を支給するものとする。

9～11　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ～ト　（略）

チ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第三十九条第一号の規定に基づき、同令第三十八条に規定する働き方改革推進支援助成金の支給を受けた中小企業事業主（働き方改革のために人材の確保が特に必要なものとして職業安定局長が定めるものに限る。）であること。

(2)～(7)　（略）

育児休業等支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する中小企業事業主

イ・ロ　（略）

ハ　次のいずれにも該当する中小企業事業主（次世代法第十五条の二の規定により認定されたものにあつては、(1)に該当するもの）

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、小学校就学の始期に達するまでの子の看護等のための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を付与するための制度であつて、時間を単位として付与することができるものを整備する措置を講じた中小企業事業主であつて、当該被保険者が育児休業を一箇月以上（当該被保険者が労働基準法第六十五条第二項の規定により休業した場合にあつては、当該休業をした期間を含む。ニにおいて同じ。）取得し、当該育児休業から復帰した日から起算して六箇月以内に、当該制度に基づき、当該有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して二十時間（当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）が当該中小企業事業主に雇用されている場合は、当該配偶者の取得時間と合計して二十時間）以上の有給休暇を取得させたもの

(2)　（略）

ニ　（略）

二　（略）

6　（略）

7　第五項第一号ロに規定する中小企業事業主が、同号ロ(1)に該当する被保険者について、同号ロに該当することにより育児休業等支援コース助成金の支給を受け、かつ、当該被保険者を育児休業後六箇月以上継続して雇用した場合にあつては、当該中小企業事業主に対し、二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）を支給するものとする。

8～10　（略）

（人材確保等支援助成金）

第百十八条　（略）

2　人材確保等支援助成コース助成金は、第一号に該当する認定組合等又は事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する認定組合等又は事業主であること。

イ～ト　（略）

チ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第二十八条第一号の規定に基づき、同令第二十四条に規定する時間外労働等改善助成金の支給を受けた中小企業事業主（働き方改革のために人材の確保が特に必要なものとして職業安定局長が定めるものに限る。）であること。

(2)～(7)　（略）